平成　　年　　月　　日

　福島労働局長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

賃　金　支　払　い　証　明　書

　平成　　年　　月　　日（　　　）　～　平成　　年　　月　　日（　　　）に実施された（　　　　　　　　　　　　　　　　　）主催の（　　　　　　　　　　　　　　　　　）を受講させた者の賃金支払いについて、下記の通り取り扱ったことを証明いたします。

記

　１．　受講者名

　２．取り扱い事項（該当符号に☑をつけて下さい）

　　　　□所定内労働（勤務日）のため通常の賃金を支払った。

　　　　□　　月　　日（　　）については　　月　　日（　　）に休日を振替えた。

振替休日→振替休日が同一週内の場合、休日出勤日に通常の賃金を支払えばよく、振

替休日に賃金を支払う必要はない。ただし、振替休日が週をまたがった場

合、週の法定労働時間を超えて労働させた時間については時間外労働に係

る割増賃金の支払いが必要

　　　　□　　月　　日（　　）については　　月　　日（　　）を代休とした。

代　　休→休日出勤に割増賃金の支払いが必要。代休日に賃金を支払う法律上義務はな

い。（就業規則などの規定による。）

□　　月　　日（　　）については休日勤務日として（祭日、土曜休日等）２５％の割増賃金を支払った。

　　　　　□　　月　　日（　　）については休日勤務日として（日曜日等1週1日の法定休日）３５％の割増賃金を支払った。

　　　　□所定労働時間外の割増賃金を支払った。

３．割増賃金支払いの場合の計算式

　４．賃金締日：毎月　　　　　　日　　支払日：当月・翌月・翌々月　　　　　　　日

　５．日給制　・　月給制

※賃金支払い証明書の証明日（右上記入欄）は、受講者の賃金支払い完了後の**日付**と

なります。

受講者が複数いる場合で個々の取扱いが異なる場合は、それぞれに作成して下さい。

　　ご不明な点は、管轄のハローワークへご相談ください。　　　　　　　２８０６０１改正